

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の概要

1 条例制定の経緯

- ① 契機
 - 不適切な公用閲覧の運用
 - 住民基本台帳ネットワークシステム第一次稼動(平成14年8月25日)。
- ② 個人情報保護のための改善
 - (ア) 事務処理基準の整備
 - 「閲覧請求に係る事務取扱要綱」の改正
 - 「官公署からの住民基本台帳の一部の写し及び戸籍簿等の閲覧請求に係る事務処理要領」、「官公署からの住民票、戸籍の附票及び戸籍等に関する証明書の交付請求に係る事務処理要領」を作成
 - (イ) 運用面の改善
 - 閲覧台帳方式から「閲覧電算システム」を導入
- ③ 住民の声
 - (ア) 全国自治体の動き
 - 全国連合戸籍事務協議会総会における閲覧制度の法改正要望
 - (イ) 住民からの要望
 - 自己情報を閲覧等で公開しないでほしい
- ④ 条例制定の検討開始(平成15年4月2日市長指示)
- ⑤ 熊本県市町村総室、県との協議
- ⑥ 市議会での可決、施行(平成16年8月1日)

2 条例制定の中での検討項目

- ① 住民基本台帳法との整合性
 - 住民基本台帳法第11条第1項「何人でも……閲覧を請求できる」
 - // 同上条第3項「不当な目的に使用…請求を拒む」
- ② 過去の閲覧申請の分析
 - 市民個人からの申請(被閲覧者を特定した閲覧請求)
 - 被閲覧者を特定しない閲覧請求

- ③ 現在の社会情勢
 - 個人情報的大量流失事件
 - 住民基本台帳閲覧制度と現在の諸情勢との即応性
- ④ 本来の住民基本台帳法の目的
 - 住民の居住関係の公証、選挙人名簿等の住民事務の基礎資料
 - 住民に関する記録の適正管理
- ⑤ 結 論
 - 住民基本台帳法事務は自治事務である
 - 公益性が高い場合等以外の閲覧は原則拒否する内容の条例を制定

3 今後の課題

- 公益性の考察

【参考資料 ①】

※ 窓口事務質疑応答集（編集；市町村自治研究会、発行；棚ぎょうせい）より抜粋

窓口事務質疑応答集の解釈について

○ ダイレクトメール業者による住民基本台帳の閲覧

Q： ダイレクトメールの送付のための住民基本台帳の閲覧については、昭和60年の法令等の改正後においても原則として応じることとされています。しかしながら、結婚適齢者を対象とするブライダル産業の案内（結婚斡旋所）等、目的によってはダイレクトメールを受けた者に不快感を与えるものがあります。ダイレクトメールにあつては、その請求事由により、請求を受理すべきかどうかにつき、適宜判断すべき性質のものだと考えますがいかがでしょうか。

A： 住民名簿等の販売又は頒布を目的としたものは拒否できますが、自己が利用するものにあつては、それが不当な目的によるものでなければ拒否できません。ダイレクトメールを郵送するためとの請求にあつては、送付を受けた者に不快感を与えるかどうかを、その用途から判断することは、人それぞれ価値観が違うことから事実上困難であり、設問の事例にあつては拒否できません。

【参考資料 ②】

○住民基本台帳法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第11条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所
- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨
- 十 国民健康保険の被保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十の二 介護保険の被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九条の規定による介護保険の被保険者(同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。)をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一 国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者(同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。)をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。)である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十一の二 児童手当の支給を受けている者(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条の規定により認定を受けた受給資格者をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- 十二 米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十一条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- 十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるもの

をいう。以下同じ。)

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項
(住民票の写し等の交付)

- 第12条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。
- 2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。
- 3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- 6 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

平成 16 年 6 月 23 日

条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)の規定に基づく事務の適正な執行に必要な事項を定めることにより、市民の個人情報の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。

- (1) 住民等 本市が備える住民基本台帳に現に記録されている者、本市が保存する消除された住民票に記録されている者又は本市が作成した戸籍の附票(全部が消除された戸籍の附票を含む。)に記録されている者
- (2) 法第 11 条等の請求 法第 11 条第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し等の交付の請求、法第 20 条第 1 項に規定する戸籍の附票の写しの交付の請求その他規則で定める請求
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステム 電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成 14 年総務省告示第 334 号)に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限)

第 3 条 法第 11 条第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る請求のうち、被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないものにあつては、当該請求を拒むものとする。ただし、次に掲げる請求については、この限りでない。

- (1) 官公署の職員が職務上行う請求
 - (2) 日本放送協会その他の規則で定める報道機関が報道の用に供する目的のために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの
 - (3) 大学その他の規則で定める学術研究機関が学術研究の用に供するために行う請求で公益上必要と市長が認めたもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められる事由その他市長が認めた事由に係る請求
- 2 市長は、前項第 2 号から第 4 号までに規定する請求に該当するとして当該閲覧に係る請求に応じた場合において、その閲覧により得た情報の適正な管理

を行うため、当該請求を行った者に対し、その閲覧により得た情報の利用状況等に関し、報告させることができる。

(ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護)

第 4 条 住民等で次の各号のいずれかに該当する行為により被害を受けたと市長が認めたもの(以下「被害者」という。)は、当該被害者に当該行為を行った者からの、当該被害者及びその者と同一世帯に属する者に係る法第 11 条等の請求を拒否するよう市長に求めることができる。

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第 4 条第 1 項の規定による警告を受けた者が行った当該警告を受ける原因となった行為又は同法第 6 条第 1 項に規定する仮の命令を受けた者が行った当該仮の命令を受ける原因となった行為

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護を受けた者の配偶者が行った当該一時保護を受ける原因となった行為又は同法第 10 条に規定する保護命令を受けた者が行った当該命令が発せられる原因となった行為

(3) 前 2 号に掲げる行為のほか、生命、身体、財産その他の権利利益を害する行為で市長が認めたもの

2 市長は、被害者から前項の規定による求めがあったときは、規則で定める期間、同項の当該行為を行った者からの請求を拒否することができる。

3 市長は、現に被害を受けていない住民等であっても、規則で定める関係機関からの通知により、生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害する行為を受けるおそれがあると認められる者(以下「準被害者」という。)からの申出により、当該準被害者に当該行為を行うおそれがあると認められる者からの、当該準被害者及びその者と同一世帯に属する者に係る法第 11 条等の請求を期間を定めて拒否することができる。

4 市長は、前 2 項の規定による法第 11 条等の請求の拒否をするため必要があると認めるときは、関係機関に対し照会等を行うことができる。

5 次に掲げる者に係る法第 11 条等の請求が行われたときは、市長は、当該請求を行った者に対し、規則で定めるところにより、当該請求者が請求者本人であることを確認するものとする。

(1) 被害者及びその者と同一世帯に属する者で、第 2 項の請求の拒否が認められたもの

(2) 準被害者及びその者と同一世帯に属する者で、第 3 項の請求の拒否が認められたもの

(平 17 条例 27・一部改正)

(本人確認情報等の漏洩等に対する緊急措置)

第 5 条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報若しくは住民票記載事項の漏洩若しくは不正行為(以下「漏洩等」という。)があると認めるとき、又は漏洩等を防止するための対策が必要であると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者(以下「国等」という。)と連携しながら、本市に係る住民基本台帳ネットワークシステムの一時停止等必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合においては、国等との連携を行わずこれらの措置をとることができるものとする。
(事務処理の基準)

第 6 条 市長は、この条例に定めるもののほか、市民の個人情報の保護を図るため、住民基本台帳に係る事務の適正な処理に関する基準を定めるものとする。

(行政手続条例の適用除外)

第 7 条 この条例の規定により市長が行う処分については、熊本市行政手続条例(平成 10 年条例第 42 号)第 2 章の規定を適用しない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日条例第 27 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則

平成 16 年 7 月 22 日

規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成 16 年条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の規則で定める請求)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める請求は、次のとおりとする。

- (1) 消除された住民票の写しの請求
- (2) 消除された住民票に記録した事項に関する証明書の交付の請求
(報道機関等)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号の規則で定める報道機関は、次のとおりとする。

- (1) 日本放送協会
- (2) 社団法人日本新聞協会に加盟する事業者
- (3) 社団法人日本民間放送連盟に加盟する事業者

2 条例第 3 条第 1 項第 3 号の規則で定める学術研究機関は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学又は高等専門学校
- (2) 国又は地方公共団体の設置する研究所その他の学術研究機関
- (3) 法律により直接に設立された法人であって学術研究を主たる業務とするもの
- (4) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された法人であって学術研究を主たる業務とするもの

(請求を拒否する期間等)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める期間は、同条第 1 項の規定による求めがあった日の翌日から起算して 1 年とする。

2 前項の期間は、条例第 4 条第 1 項に規定する被害者(以下「被害者」という。)からの申出により、延長することができる。延長された期間についても、同様とする。

3 被害者は、条例第 4 条第 1 項の規定による求めを申出により取り下げることができる。

(関係機関)

第 5 条 第 4 条第 3 項の規則で定める関係機関は、警察機関とする。

(本人確認の方法)

第 6 条 条例第 4 条第 5 項に規定する請求者本人であることの確認は、次の各号のいずれかに該当するものを提示させることにより行う。

- (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 44 第 1 項に規定する写真貼付の住民基本台帳カード
- (2) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条第 1 項に規定する運転免許証
- (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条第 5 号に規定する旅券で顔写真貼付のもの
- (4) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項に規定する身体障害者手帳
- (5) その他請求者本人であることが確認できると市長が認めた顔写真貼付のもの

(雑則)

第 7 条 この規則で定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

住民基本台帳に係る事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 住民基本台帳に係る事務の取り扱いは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省、自治省令第1号。以下「戸籍の附票省令」という。）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知（この要綱に定めのあるものを除く。）以下「昭和42年通知」という。）並びに熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第43号。以下「条例」という。）及び熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（平成16年規則第38号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法、政令、省令、住民票省令、戸籍の附票省令、昭和42年通知、条例及び規則の例による。

- (1) 弁護士等からの請求 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士が、その資格及び職務上の請求である旨を明らかにして閲覧又は交付を請求するために、所属する団体毎にあらかじめ統一用紙として定めている職務上の請求書によって行う請求
- (2) 官公署からの請求 官公署に属する職員が、その属する機関における所属長等の公印の押印された公文書を持参し、職務上の請求である旨を明らかにして行う請求
- (3) 第三者からの請求 住民票省令第3条及び戸籍の附票省令第2条に規定する者以外の者からの請求
- (4) 異動届等 転入届、転居届、転出届、世帯変更届、方書等変更届及び住民票備考欄外国人氏名等記載申出書
- (5) 異動届等持参人 異動届等を持参した者(使者を含む)
- (6) 請求書持参人 法第11条等の請求に係る書面を持参した者
- (7) 代理人 請求者又は届出人から委任を受けた者で委任状を持参する者
- (8) 被請求者 法第11条等の請求により住民基本台帳の個人情報が公開されることとなる者
- (9) 大量閲覧 条例第3条第1項に規定する個人を特定しない閲覧

(10) 管理者 市民課長、市民センター所長、総合支所副支所長、芳野出張所長、五福地域開発センター所長及び健軍文化ホール館長

(11) 従事職員 住民基本台帳事務に従事する職員

(従事職員の研修)

第3条 市民課長は、従事職員に対し定期的にこの要綱についての研修を実施しなければならない。

2 管理者は、新たに従事職員になった者に対し、速やかにこの要綱についての研修を実施しなければならない。

第2章 本人確認等

第1節 届出に係る本人確認

(本人確認の実施)

第4条 異動届等を受理するにあたり虚偽の届を防止するため、本人であることの確認(以下「本人確認」という。)を行うものとする。

(本人確認の方法)

第5条 本人確認は、異動届等持参人について実施するものとし、次の各号のいずれかに該当する本人を確認できるもの(以下「身分証明書」という。)の提示を求めて行うものとする。

(1) 法第30条の44に規定する写真貼付の住民基本台帳カード

(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

(3) 出入国管理及び難民認定法(昭和56年法律第86号)第2条第5号に規定する旅券で顔写真貼付のもの

(4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

(5) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項、第6条第4項、第7条第4項、第8条の2又は第11条第4項に規定する顔写真貼付の外国人登録証明書

(6) 法人の代表者、所属する団体の長又は官公署の長の交付した顔写真貼付の身分証明書

(7) 前各号に規定するもののほか、請求者本人であることが確認できると管理者が認めた顔写真貼付のもの

2 異動届等持参人の身分証明書について、身分証明書に記載された内容と異動届等に記載された内容が相違するとき若しくは異動届等持参人と貼付された顔写真の人物とが同一であることが確認できないとき又は身分証明書を持参していないとき若しくは所持していないときは、次のいずれかに該当するものの提示を求め、かつ、本人しか知り得ない個人情報等を質問し、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いる等により確認するものとする。

(1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条第1項に規定する被

保険者証

- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項に規定する国民健康被保険者証
- (3) 国民年金法（昭和34年法律141号）第13条第2項に規定する国民年金手帳
- (4) 銀行等の預金通帳
- (5) 社員証
- (6) 学生証
- (7) 前各号に定めるもののほか、市民課長が認めたもの

（届書の受理）

第6条 異動届等の受理の際、異動届等持参人の本人確認ができなかった場合であっても、届書が正確に記載されていることを確認し受理するものとする。

（受理の通知）

第7条 前条の場合は、届出人本人に対し様式第1号で定める住民異動届受理通知（以下「受理通知」という。）を送付するものとする。

（受理通知の方法）

第8条 受理通知は封書による普通郵便とし、当該封書の外部から内容を読みとることができないようにするものとする。

（受理通知のあて先）

第9条 受理通知のあて先は、届出人の異動前の住所地とする。

（受理通知の作成）

第10条 受理通知の作成にあたり、次の各号に掲げる行為について異動届等持参人に行わせることができる。

- (1) 受理通知の内容の記入
- (2) 受理通知の送付に係るあて先及びあて名の記入

（届書への記載）

第11条 本人確認を行ったこと等を明らかにするために、当該届書の欄外に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本人確認の方法
- (2) 受理通知発送の有無
- (3) 異動届等持参人が届出人以外のときは、異動届等持参人の住所及び氏名

（受理通知の台帳の作成および保存期間）

第12条 受理通知を送付したものについては、関係書類の写しを綴った台帳（以下「台帳」という。）を作成するものとする。

- 2 受理通知があて先不明等により返送された場合は、再送せず台帳に綴るものとする。
- 3 受理通知があて先不明等により返送された受理通知の保存期間は、住民異動届の保存期間（1年）とする。

(関係市町村との連携)

第13条 なりすましによる転入・転出等、犯罪の嫌疑があると思料するときは、関係市町村と連携し、必要な調査を行うものとする。

(郵便による転出届)

第14条 転出届が郵便により提出された場合は、必要に応じ第5条第1項各号又は同条第2項各号に規定する書類の写しを請求し、又は、電話による聴聞を行うものとする。

第2節 請求に係る本人確認

(本人確認の実施)

第15条 法第11条等の請求を受理するに当たり、不当な請求を未然に防止するため本人確認を行うものとする。

(本人確認の方法)

第16条 法第11条等の請求に係る本人確認は、条例第4条第5項に規定するもののほか請求書持参人について実施するものとし、次の各号のいずれかに該当する本人を確認できるものの提示を求めて行うものとする。

- (1) 法第30条の44に規定する写真貼付の住民基本台帳カード
 - (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証
 - (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和56年法律第86号)第2条第5号に規定する旅券で顔写真貼付のもの
 - (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳
 - (5) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項、第6条第4項、第7条第4項、第8条の2又は第11条第4項に規定する顔写真貼付の外国人登録証明書
 - (6) 法人の代表者、所属する団体の長又は官公署の長の交付した顔写真貼付の身分証明書
 - (7) 弁護士等からの請求の場合は、その職務上所属する団体の長が交付した身分証明書
 - (8) 前各号に規定するもののほか、請求者本人であることが確認できると管理者が認められた顔写真貼付のもの
- 2 前項各号に掲げるものに記載された内容と請求書に記載された内容が相違する場合若しくは請求書持参人と貼付された顔写真に人物とが同一であることが確認できない場合又は持参していない場合若しくは所持していない場合は、次のいずれかに該当するものの提示を求め、本人しか知りえない個人情報等を質問し、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いる等により確認するものとする。
- (1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第47条第1項に規定する被保険者証
 - (2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項に規定する国民健康被保険者証

- (3) 国民年金法（昭和34年法律141号）第13条第2項に規定する国民年金手帳
- (4) 銀行等の預金通帳
- (5) 社員証
- (6) 学生証
- (7) 前各号に定めるもののほか、市民課長が認めたもの

3 従事職員は、本人確認の方法について請求の書面に記載するものとする。

（請求に係る書面）

第17条 法第11条等の請求は、窓口備付けの請求書又は本市ホームページに掲載したもの若しくは次の各号の請求に応じて当該各号に定めるものにより行わなければならない。

- (1) 大量閲覧の請求 住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書（様式第2号）
- (2) 弁護士等からの請求 所属する団体毎にあらかじめ統一用紙として定めている職務上の請求書
- (3) 官公署からの請求 官公署における所属長等の公印の押印された公文書
- (4) 郵便による請求 請求者の氏名及び住所、被請求者の氏名、住所及び生年月日並びに請求事由が記載された書面

2 住所が公知された官公署からの請求については、その住所の記載を省略することができる。

（請求書の審査）

第18条 従事職員は、法第11条等の請求の審査にあたっては、請求書に次の各号に掲げる事項の記載等があることを確認するものとする。

- (1) 請求書持参人の本人確認
- (2) 請求者の住所及び氏名並びに被請求者との関係（法人等にあつては、それらに加えて法人等の印）
- (3) 請求書持参人が、代理人のときはその者の住所、氏名及び請求者からの委任状、使者のときはその者の住所、氏名、請求者との関係及び請求者の押印
- (4) 大量閲覧の場合にあつては、請求に係る住民の範囲
- (5) 住民票省令第3条及び戸籍の附票省令第2条以外の請求にあつては、請求の事由
- (6) 戸籍の附票の写しを請求する場合にあつては、被請求者に係る戸籍の表示（本籍及び筆頭者の氏名）

2 管理者は、法第11条等の請求についての審査を確認するものとする。

（請求者等への告知）

第19条 請求書持参人が代理人又は使者の場合に本人確認ができなかったときは、請求者に対して電話により請求に係る意思の確認等を行うことができる。

2 請求書持参人が請求者の場合に本人確認ができなかったとき及び前項の場合に意思の確認等ができなかったときは、請求者に対し、請求がなされた旨の告知書（以下「告知

書」という。)を送付するものとする。ただし、条例第4条第5項に規定する請求者に係る本人確認を除く。

(告知書の内容)

第20条 告知書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 請求の日
- (2) 請求者及び持参人の氏名又は法人の名称
- (3) 被請求者の氏名
- (4) 請求の内容

(告知書の作成)

第21条 告知書の作成にあたり、次の各号に掲げる行為について請求書持参人に行わせることができる。

- (1) 告知書の内容の記入
- (2) 告知書の送付に係るあて先及びあて名の記入

(告知書の台帳の作成)

第22条 告知書を送付したものについては、関係書類の写しを綴った台帳(以下「台帳」という。)を作成するものとする。

2 告知書があて先不明等により返送された場合は、再送せず台帳に綴るものとする。

(官公署からの請求の委任)

第23条 官公署からの請求の請求書持参人が官公署の職員でないときは、当該請求を行う官公署の所属長等の公印が押印された依頼状を提出しなければならない。

(郵便等による請求に係る証明書の送付先)

第24条 法第12条第1項に規定する者からの郵便等による請求に係る証明書の送付先はその者の住民票に記録されている住所とする。

2 前項に規定する者以外からの郵便等による請求に係る証明書の送付先は、請求者が個人の場合は請求者の住所、法人の場合は法人の所在地とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市民課長が正当であると認めるときはその他の場所を送付先とすることができる。

(第三者からの請求の審査)

第25条 第三者からの請求については、第18条に基づいて審査するほか、次5項の規定とおり審査する。

2 請求事由の真実性を確認するため、疎明資料を提出させるものとする。

3 疎明資料により請求事由の真実性を確認できない場合において被請求者に告知書を送付することにつき請求者が同意したときは、第三者からの請求に応じることができる。この場合において、第三者からの請求に応じたときは、被請求者に対し、告知書を送付する。

4 前項の告知書の作成については、第21条の規定を適用しない。

- 5 請求の書面等に使用目的以外には使用しない旨の誓約、署名及び押印を求めることができる。
- 6 次の各号に掲げるときは、請求を拒否するものとする。
 - (1) 請求書の内容に不備があるとき
 - (2) 疎明資料を提出しないとき
 - (3) 法令等に違反する契約等に基づくとき
 - (4) 公序良俗に反するおそれがある契約等に基づくとき
 - (5) 被請求人自らが請求すべき事由にもかかわらず第三者が請求したとき
 - (6) 管理者が求めた被請求者への告知に同意しないとき
 - (7) 前各号に掲げるものによるほか、市民課長が請求事由等について請求するに足りる理由がないと判断したとき

第3章 閲覧等

(閲覧に係る住民基本台帳の一部の写しの改製)

第26条 磁気ディスクをもって調製した住民票に記録されている住民基本台帳の一部の写しの改製は、毎月初日に行うものとする。

(被請求者の特定)

第27条 閲覧の請求者は、被請求者に係る氏名及び生年月日又は氏名及び住所の一部を明らかにし、特定しなければならない。ただし、大量閲覧の場合は、この限りでない。

(大量閲覧の許可)

第28条 大量閲覧の請求は、次の場合に許可するものとする。

- (1) 官公署の職員が職務上行う請求で、請求事由を明らかにしているもの
- (2) 報道機関が公益を目的として行う世論調査、意識調査等のための請求
- (3) 学術研究機関が公益を目的として行う世論調査、意識調査、実態調査等のための請求
- (4) 前各号の請求者から委託を受けた者の請求で個人情報の管理が適正と認められる者からの請求
- (5) 前各号に規定するもののほか、社会通念上、公益性が明らかであると認められる調査等のための請求であって、個人情報の管理が適正と認められる者からの請求で、市長が特に必要と認めるもの

2 条例第3条第2項の規定により報告を求められた者が報告をしないとき又は個人情報の流用若しくは流出が認められた者から閲覧請求が行われたときには、不当な目的に使用されるおそれがあるとして閲覧請求を拒否するものとする。

(大量閲覧の方法)

第29条 大量閲覧の請求窓口は、市民課とする。

2 前条第1項第2号から第5号までの請求に係る請求者が大量閲覧を請求するときは、次に定めるところにより予約をしなければならない。

- (1) 大量閲覧を希望する日の前月の1日（その日が閉庁日の場合は、翌閉庁日）から、窓口及び電話で予約をするものとする。
- (2) 大量閲覧を希望する日の2週間前までに住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書（様式第2号）を提出するものとし、その提出がなかった場合は、予約を取り消したものとみなす。
- 3 大量閲覧により事務に支障があると認めるときは、閲覧の内容等について変更を求めることができる。
- 4 市民課長は、事前に請求の内容を審査したうえで、大量閲覧の可否を決定し、請求者にその旨を通知（以下「決定通知」という。）するものとする。
- 5 請求者は、閲覧する住民を選択するため、閲覧日の5日前までに、被閲覧者選択依頼書（様式第3号）を提出するものとする。

（閲覧リストの作成）

第30条 閲覧の請求があったときは、被閲覧者に係る閲覧リストをその都度作成するものとする。

2 閲覧リストは、閲覧が終了した後直ちに裁断処理しなければならない。

（閲覧する場所）

第31条 閲覧は、指定した場所で行わなければならない。

（閲覧記録の用紙）

第32条 請求者等が閲覧リストから転記するときに記入する用紙は、所定の閲覧用紙以外を認めないものとする。

（閲覧の監視）

第33条 従事職員は、請求者等の閲覧が適正に行われるよう監視するものとする。

2 従事職員は次の各号に掲げる事由に該当するときには、閲覧を禁止し、又は中止することができる。

- (1) 閲覧日において決定通知の持参がないとき
- (2) 持参人が閲覧者と異なるとき
- (3) 写真機、複写機、録音機、携帯電話又はそれに類似する機器類等を持ち込み又は使用しようとしたとき
- (4) 従事職員が注意したにもかかわらず不審な行為を続けたとき
- (5) 他の閲覧者の閲覧を妨害したとき
- (6) 事務に相当の支障が生じることとなったとき

（手数料の算定方法）

第34条 熊本市手数料条例（昭和25年3月27日告示第20号）第2条第3号から第6号まで又は第8号に定める1件は、一世帯又は一住民をいう。

（電話照会）

第35条 官公署から刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定

に基づくもので、緊急措置として電話による住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する照会（以下「電話照会」という。）が行われたときは、後日、公文書を提出することを確認したうえ、照会に応じるものとする。

2 電話照会の窓口は、市民課とする。

（電話照会者名簿の提出）

第36条 前条の規定により電話照会に応じる場合は、電話照会をする官公署（以下「電話照会官公署」という。）からあらかじめ、その官公署の代表電話番号、並びに電話照会をする者（以下「電話照会者」という。）の所属及び氏名を記載した名簿（以下「電話照会者名簿」という。）の提出を受けるものとする。

（電話照会の審査等）

第37条 電話照会を受けた従事職員は、電話照会者の所属及び氏名を電話照会者名簿と照合するものとする。

2 従事職員は、電話照会者から刑事訴訟法第197条第2項に基づいて行う電話照会であつて緊急を要するものである旨の確認をするものとする。

3 従事職員は、照会事項を聴取し、電話照会聞取書（様式第4号）を作成のうえ、一旦電話を切るものとする。

4 従事職員は、電話照会者の所属する官公署に電話をかけたうえ、電話照会者に直接回答するものとする。

5 従事職員は、電話照会官公署に、次に掲げる事項を付記した身上調査照会書又は捜査関係事項照会書（以下「照会書」という。）の提出を求めるものとする。

(1) 電話照会を行った日

(2) 電話照会者の所属及び氏名

6 従事職員は、提出のあつた照会書と電話照会聞取書を照合するものとする。

7 市民課長は、従事職員が作成した電話照会聞取書を確認するものとする。

（電話照会の拒否）

第38条 次の各号のいずれかに該当するときは、電話照会に応じないものとする。

(1) 電話照会官公署が、電話照会者名簿の提出をしないとき。

(2) 電話照会をした者が、所属及び氏名を明らかにしないとき。

(3) 電話照会をした者が、緊急を要する旨を明らかにしないとき。

(4) 電話照会をした者が、電話照会者名簿に掲げられた者と一致しないとき。

(5) 電話照会の内容が明らかに合理性又は必要性を欠くと認められるとき。

(6) 事務に相当の支障が生じることとなったとき。

第4章 外国人氏名等記載

（外国人氏名等記載の申出書）

第39条 日本人と外国人とで構成される世帯に属する外国人家族の氏名等を住民票の写しの備考欄（以下「備考欄」という。）へ記載することの申出（以下「記載申出」とい

う。)及び備考欄へ記載された住民票の写しの交付の申出(以下「交付申出」という。)は、住民票備考欄外国人氏名等記載申出書(様式第5号)により行うものとする。

(記載対象者)

第40条 備考欄へ記載する外国人(以下「記載対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 外国人登録法の規定に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 日本人と外国人で構成される世帯の構成員である者

(記載申出人)

第41条 記載申出を行うことができる者は、住民票の世帯主、記載対象者及びその他市長が相当と認める者とする。ただし、その者が15歳未満の場合は、その法定代理人が記載申出を行うものとする。

(記載申出時の添付書類)

第42条 記載申出をするときは、続柄が確認できる公的書類の添付を要する。ただし、熊本市が保管する戸籍簿で確認できる場合は、この限りでない。

(備考欄への記載)

第43条 記載申出があった場合において、前条の規定により続柄が確認できたときは、交付申出があったときに備考欄に記載するものとする。

2 備考欄への記載事項は、続柄及び氏名とする。

(記載する欄)

第44条 記載対象者の続柄及び氏名を記載する欄は、記載対象者の配偶者、親、子等の順に従い最も親族関係が近い者の備考欄とする。

2 記載対象者が事実上の世帯主である場合は、当該世帯に新設した備考欄に記載する。

(氏名の記載方法)

第45条 氏名は、本名を記載する。ただし、外国人登録原票に通称名を登録している者が通称名の記載を申し出た場合は、当該通称名を本名の後に括弧書きで記載する。

2 氏名を記載する文字は、漢字を使用している国は漢字、その他の国は片仮名を使用する。ただし、簡略文字は、漢和辞典に表記されている正字を使用する。

(続柄の記載方法)

第46条 記載する続柄は、事実上の世帯主である場合はその旨、夫、妻、子、妻の子等とする。

(備考欄の変更及び消除)

第47条 備考欄へ記載する事項の変更及び消除については、第41条から前条までを準用する。

(住民票の写しの交付)

第48条 備考欄に外国人氏名等の記載のある住民票の写しの交付は、記載対象者又は当該住民票に記載された者から交付申出があった請求の場合に応じるものとする。

(申出の窓口)

第49条 記載申出の窓口は、対象者の外国人登録原票を保管している市民課又は総合支所とし、交付申出の窓口は、市民課、総合支所、市民センターとする。

第5章 ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護のための措置

(申出の場所)

第50条 条例第4条第1項により、拒否するよう市長に求める旨の申出（以下「申出」という。）は、市民課、総合支所又は市民センターのいずれにおいても受理するものとする。

2 申出者は、所定の申出書（様式第6号）に加え、本市の業務に係る制限等を承諾した旨の文書を提出しなければならない。

(申出の際の本人確認)

第51条 申出に際しては、規則第6条の規定による申出者本人であることが確認できると市長が認めた顔写真貼付の書類を提示させるものとする。

2 前項の本人確認ができなかった場合は、第5条により本人確認を行うものとする。

3 前項の場合、本人が顔写真を持参し希望した場合には、その顔写真を貼付した本人確認証（様式第7号）を作成し、本人に交付するものとする。

(申出の照会及び受理)

第52条 従事職員は、申出書に記載された内容について、警察、県福祉総合相談所、裁判所等の関係機関に照会を行い、当該申出に係る事実が確認されたときは、当該申出を受理するものとする。

(支援対象者等の住民票等の取り扱い)

第53条 支援対象者等（条例第4条第2項及び第3項の規定により法第11条等の請求を拒否することとなった者及び昭和42年通知による支援対象者をいう。）の住民票、除かれた住民票、戸籍の附票、除かれた戸籍の附票及び閲覧に供する住民基本台帳の一部の写しは、磁気ディスクをもって調製されたものにあつては出力に制限をかけ、それ以外のものにあつては交付制限を行っている旨の表示を行い、交付を停止状態にするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者等に係る住民票については、世帯を単位として、磁気ディスクから別の台帳へ移すことができる。

(関係課への公開)

第54条 支援措置（法第11条等の請求を拒むことをいう。）の徹底を図るため、市民課長が必要であると判断した場合は、申出者の氏名及び生年月日等が記載されたリストを本市の関係各課へ交付することができる。

(他の市町村への通知)

第55条 支援対象者に係る他の市町村への通知は電話により事前に行うものとし、その後、申出書の写しを他の市町村長へ転送するものとする。

(申出者の制限)

第56条 支援措置を実施するため、支援対象者等は次に掲げる制限を受けるものとする。

- (1) 異動届等の届出、法第11条等の請求又は印鑑登録証明書の請求に際して、第5条第1項又は第16条第1項の規定により本人確認を実施し、本人確認ができないときは、届出又は請求を拒否されること。
- (2) 代理人又は使者による前号の請求又は届出は原則として拒否されること。
- (3) 電算システム上に無条件に証明書が発行できない制限を加えることとなるため、通常処理と比較して証明発行等に時間を要すること。
- (4) 法第12条の2に基づく住民票の写し（広域交付住民票の写し）に係る請求ができないこと。

(請求の拒否)

第57条 支援対象者等に係る法第11条等の請求については、規則第6条により請求者（請求者が法人の場合には持参人）及び持参人の本人確認ができないときは、その請求を拒否するものとする。

第6章 文書等の管理

(文書等の保管及び処分)

第58条 文書等の保管に関しては、個人情報の漏洩に留意し、保存年限終了後は適切に処分するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

大量閲覧取扱件数

比較表（平成15・16年度）

月	平成15年度		平成16年度	
	請求件数(社)	閲覧件数	請求件数(社)	閲覧件数
4月	0	0	1	3,905
5月	5	1,678	6	2,438
6月	7	7,860	8	5,480
7月	6	3,553	8	5,618
小計	18	13,091	23	17,441

月	平成15年度		平成16年度	
	請求件数(社)	閲覧件数	請求件数(社)	閲覧件数
8月	5	3,390	1	525
9月	6	2,213	2	126
10月	4	2,128	1	20
11月	7	1,317	1	34
12月	4	1,432	4	787
1月	6	1,063	1	1,448
2月	3	852	4	1,421
3月	4	2,290	0	0
小計	39	14,685	14	4,361

年度計	57	27,776	37	21,802
-----	----	--------	----	--------

◎「熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」の紹介

<はじめに>

住民基本台帳の個人情報については、これまで主として住民基本台帳ネットワークシステムの導入に伴う個人データの漏洩等の危険、不適正な利用等への対応が求められていました。

住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する対策のほか、更にネットワーク以外の事務に関しても個人情報保護の観点から検討し、長が講ずべき措置や取扱いに関する事項を定め、住民の個人情報の保護を図ることを目的として「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成13年条例第44号)」、「小山市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成14年条例第38号)」、「旭川市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例(平成15年条例第10号)」などが制定されています(住民基本台帳ネットワークシステム制度の概要については、本誌第19版(平成14年6月1日発行)を御参照ください)。

最近、住民基本台帳については、住民基本台帳の閲覧で取得した住所等の個人情報がダイレクトメールや電話での勧誘行為に利用されていることが全国で社会問題化してきました。

住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)で、原則として公開とされ、だれでも閲覧や交付請求ができることとされています。

しかし、近年、大量のダイレクトメールなどが住民に発送される状況が発生する中で、自己の個人情報に対する保護意識が高まり、住民基本台帳の閲覧制度に対し、「どうして自分の住所を閲覧させるのか」、「自分の住所を見せないでほしい」等の苦情や要望が自治体の窓口寄せられるようになりました。

熊本市では、平成16年6月18日に「熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」を市議会で可決し、同月23日公布しました(平成16年条例第43号)。施行期日は、同年8月1日です。

ダイレクトメールなどの商業目的であて先を調べるなど、不特定多数の個人情報を集めるための住民基本台帳の閲覧を拒否するという全国初の条例として、

注目を集めています。

今回は、この「熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」を御紹介しますので、御参照ください。

＜熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の特徴＞

この条例の特徴は、次の3点です。

- ① 住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、被閲覧者個人を氏名、生年月日、住所等により特定できないもの（閲覧したい情報がだれの情報なのか特定する条件を示していない閲覧請求）を原則として制限しています（第3条）。
- ② ストーカー行為等を行った者等からの、当該被害者やその家族についての閲覧請求を拒否するよう市長に求めることができるとしています（第4条）。
- ③ 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の漏洩等に対する措置として住民基本台帳ネットワークシステムの一時停止等必要な措置を講じるものとしています（第5条）。

次に、この3点に係る熊本市の解釈や制定の経緯につきまして、熊本市からコメントをいただきましたので御紹介します。

＜熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の解釈等（熊本市から一言）＞

＜住民基本台帳の一部の写しの閲覧の制限(第3条)＞

この条例を策定するに当たって、最も検討した点は、被閲覧者が特定できない請求の拒否が法的に可能かどうかということでした。住基法第11条第1項には、「何人でも…住民基本台帳の…の写し…の閲覧を請求することができる」とあります。その上で、同条第3項に、「市町村長は…閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる」とあります。被閲覧者を特定できない請求（以下「不特定対象閲覧請求」という。）を拒むことを第3項の解釈として導きだせるかどうかということです。

不特定対象閲覧請求は、現在まで、多くがダイレクトメール発送のために用いられてきたという経緯があります。ダイレクトメール業者は、住民基本台帳を大量に閲覧、転記し、それをもとに個人情報データ・ベースを作成し、いろいろな案内を送付しているようです。そのデータ・ベースの多くが電子化されていることは、送られてくるダイレクトメールのタックシール等を見ても明らか

かであるとも言われています。

ところで、ダイレクトメール業者からの閲覧を制限するということになると、住基法で「何人も」できるとなっている請求の趣旨を損なうのではないかとということが問題となります。しかし、ここでの制限は、ダイレクトメール業者であるからという主体によるものではなく、閲覧の対象を特定できないものを拒否するということとしたものです。

今回の制限が、同条第3項で許された範囲のものであるかという問題について、本市は、何度も検討を加えました。その検討の中で、そもそも住基法の目的は、何であったのかという原点が問題となりました。

住基法の目的は、第1条にあります。次のような構造となっています。

- ① 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする。
- ② 住民の住所に関する届出等の簡素化を図る。

- ③ あわせて住民に関する記録の適正な管理を図る。



住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

ということであれば、そもそも、ダイレクトメール発送のためのような不特定対象閲覧請求は、①の住民に関する事務の処理の基礎（その例示として、住民の居住関係の公証及び選挙人名簿の登録が掲げられています。）という目的外であり、つまり、法の目的外であり、そうであれば、そういった閲覧を拒否することもできると解釈することも可能ではないかということです。

さらに、この条例制定全体にかかわることにもなりますが、現在、非常に個人のプライバシー意識が高まっていることがあり、個人情報の大量流失等については、大きな問題となっており、新聞等でもそれらの事件について、その都度大きく取り上げられ、社会問題化しています。

国においても平成15年に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等が制定されています。最高裁でも、同年、早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件上告審判決（判例時報1837号3頁・大学がその主催する講演会に参加を申し込んだ学生に無断でその氏名、住所等の情報を警察に開示し

た大学の行為がプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するとされた事例)で、氏名、住所等について「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないを考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人のプライバシーにかかる情報として法的保護の対象になるべきである」と述べています。

また、住基法に関する事務は、自治事務でもあります。

そういった点を総合的に考慮した結果、不特定対象閲覧請求については、条例第3条のような規定も可能であると考え、公益性が高い一定の場合を除き、原則として制限することとしました。

<ストーカー行為等の被害者等に係る個人情報の保護(第4条)>

ストーカー行為による被害を受け、その加害者に住所を知られたい場合や、配偶者からの暴力被害にあつて、転居し、加害者から新しい住所を知られることをおそれ、住民票の異動ができず、本来なら受けられるはずの住民としての権利に制限を受けながら生活をしなければならないという状況も起こっています。

そのようなことから、被害者は、加害者からの次の請求を拒否するよう、市長に求めることができることとしました。

- ① 住基法第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る請求
- ② 住基法第12条第1項に規定する住民票の写し等の交付に係る請求
- ③ 住基法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写しの交付に係る請求
- ④ その他規則で定める請求

なお、この条例の施行に関してのパブリックコメントは、平成16年4月7日から27日まで行いました。(13件の意見が寄せられました。)

その結果、次の2件を採用させていただき、第4条の条文を修正しました。

- ① ストーカー行為等の被害を現に受けていなくても、生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害されるおそれがあると認められる方については、関係機関からの通知があれば、閲覧等拒否できることを明確に規定しました(第3項関係)。
- ② ストーカー行為等の被害者に係る個人情報の保護のため、請求者の本人確認について条例で規定することとしました(第5項関係)。

<本人確認情報等の漏洩^{えい}等に対する緊急措置(第5条)>

住民基本台帳ネットワークシステムで不正行為等が発見された場合、システムの一時停止等の緊急の措置を採れるよう規定したものです。

この条項は、これまで各自治体において「住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」で規定する内容と同様の趣旨で設けられました。